（経過措置）

２　この省令の施行の日から令和三年十二月三十一日までの間における改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第一号に掲げる家屋とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより確認を受けた家屋は第二号に掲げる家屋	、当該家屋が同条第二項各号のいずれかに該当するものであること及び第七項において同じ。）又は経過年数基準（法第六条の二第四項に規定する経過年数基準をいう。第一号及び第二号において同じ。）に適合するものであることにつき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類により証明がされたもの
第一項第一号及び第二号	一　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準（法第六条の二第四項に規定する耐震基準をいう。イ、次号及び第七項において同じ。）又は経過年数基準（法第六条の二第四項に規定する経過年数基準をいう。ロ及び次号において同じ。）に適合するものであることにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類により証明がされたもの イ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　登記事項証明書（当該家屋が当該各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書及び当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号のいずれかに該当するものであることを明らかにする書類（次号イにおいて「床面積要件疎明書類」という。）及び当該家屋が国土交通大臣と協議して定める耐震基準に適合する旨を証する書類（次号イにおいて「耐震基準適合証明書類」という。） ロ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　イに規定する登記事項証明書類 二　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準又は経過年数基準に適合することにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める情報及び書類により税務署長の確認を受けたもの イ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　法第六条の二第四項の規定による控除を受けようとする同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定による控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた当該家屋に係る不動産識別事項等（法第六条の二第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定による控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた当該家屋に係る不動産識別事項等をいう。ロにおいて同じ。）により税務署長が入手し、又は参照した当該家屋に係る登記事項証明書に係る情報 ロ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　法第六条の二第四項の規定による控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた当該家屋に係る不動産識別事項等により税務署長が入手し、又は参照した当該家屋に係る登記事項証明書に係る情報により税務署長の確認を受けたものとする	一　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準（法第六条の二第四項において同じ。）又は経過年数基準（法第六条の二第四項に規定する耐震基準をいう。第一号及び第七項において同じ。）に適合するものであることにつき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類により証明がされたもの イ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　登記事項証明書（当該家屋が当該各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書及び当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号のいずれかに該当するものであることを明らかにする書類）及び当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める耐震基準に適合する旨を証する書類 ロ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　前号に規定する登記事項証明書
第五項	証明がされた家屋又は確認を受けた家屋	証明がされた家屋
第一項第一号イ	又は同項第二号イに規定する登記事項証明書に係る情報により税務署長の確認を受けたものとする	とする